

令和7年度

鴻巣市立下忍小学校

いじめの防止等のための 基本的な方針



令和8年1月改定

目 次

はじめに	1
第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	2
1 下忍小学校のいじめの防止等の対策に関する基本理念	2
2 下忍小学校いじめ防止基本方針におけるいじめの定義	2
3 いじめの防止等に関する基本的な考え方	2
第2章 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項	3
1 いじめの防止等のために本校が実施する施策	3
(1) 下忍小学校いじめ防止基本方針の策定	3
(2) 本校におけるいじめの防止等の対策のための組織	6
(3) 本校におけるいじめの防止等に関する措置	8
2 重大事態への対処	12
(1) 重大事態への対処の流れ	12
(2) 鴻巣市教育委員会又は本校による調査	13
第3章 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項	16

鴻巣市立下忍小学校いじめの防止等のための 基本的な方針（R7年度・改定版）

－すべての児童が生き生きとした学校生活を送れるように－

はじめに

本校は、教育基本法の教育の目的を受け、学校教育目標を「可能性を自ら拓く児童の育成」（進んで学ぶ子・思いやりのある子・元気でがんばる子）とし、子どもたちをはじめとした、本校に関わる全ての方の愛があふれる学校づくりを推進している。

いじめの問題の解決は、「いじめを許さない学級・学校づくり」等、未然防止に取り組むことが最も重要である。そのためには、「いじめは、どの学級にも学校にも起こりうる」という認識を全ての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる「いじめを生まない土壌づくり」に取り組むことが大切である。また、いじめは対人関係における問題であるという視点に立ち、生徒指導はもとより、道徳教育、特別活動、情報教育、人権教育、教育相談、地域・保護者との連携、学級経営等の全ての教育活動を通して、児童同士の心の結びつきを深め、社会性を育む必要がある。さらに、児童が主体的な活動等を通して、自分自身を価値ある存在と認め、大切に思う「自尊感情」を感じ取れる「心の居場所づくり」の取組を行うことが大切である。加えて、学校・家庭・地域が一体となった教育活動を推進し、児童の地域を愛する心情を育むことも大切である。

鴻巣市立下忍小学校いじめの防止等のための基本的な方針（以下、「下忍小学校いじめ防止基本方針」という。）は、これらのいじめに係る対策を更に実効的なものとし、児童の尊厳を保持する目的のもと、国・埼玉県・鴻巣市・学校・家庭・地域・その他の関係者が連携し、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第13条の規定に基づき、鴻巣市いじめの防止等のための基本的な方針（令和7年3月改定。以下「鴻巣市いじめ防止基本方針」という。）を参酌し、本校の実情に応じ、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものである。

第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 下忍小学校のいじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめの防止のために、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを全ての児童が十分に理解し、一人一人に、いじめを「しない」「させない」「見逃さない」という、認識をもたせる必要がある。また、いじめは全ての児童に関係する問題であり、いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、総合的かつ効果的に推進しなければならない。このことから、いじめを防止するには、いじめを特定の児童や学級だけの問題とせず、広く学校全体や地域社会で真剣に取り組む必要があるとともに、関係諸機関と相互に連携を図り、一体となっていじめの防止等に取り組むことが必要である。本校では、この考え方にに基づき、全教職員がいじめに関する正しい知識と指導力を持ち、組織をあげていじめの防止に取り組んでいくことを基本理念とする。

2 下忍小学校いじめ防止基本方針におけるいじめの定義

【法】

第2条 「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

下忍小学校いじめ防止基本方針において、「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校（本校）に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットその他の電気通信技術を用いる方法により行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

3 いじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめは、どの児童にも、どの学級にも、でも起こりうるものである。そのため、いじめを防止するためには「未然防止」「早期発見」「早期対応」の3つの観点から、学校・家庭・地域その他関係者が連携を図りながら取り組む必要がある。本校においては、いじめの防止等のための具体的な実施計画や実施体制を定め、家庭・地域と一体となって対策を推進することとする。いじめの対応においては、担任や教職員がいじめの情報を確認したらその情報を一人で抱え込むことのないように、生徒指導主任等を通じて管理職にまで情報を連絡・報告・相談するなど、学校のいじめ防止対策組織で情報を共有し組織で対応する。いじめの情報を共有する際は、対応に一貫性をもたせるためにも、「いつ」「どこで」「誰が（誰に）」「何を」「なぜ」「どのように」など、5W1Hに沿って時系列に正確な情報を記録し、推測や主観を交えず事実を正確に記録する。また、いじめ被害を訴えた児童やその保護者に寄り添うことを大切にし、「この程度のことはいじめではない」、「友人間のトラブルである」と教職員が個人で判断することのないようにし、いじめ防止対策推進法および本校の「いじめ」の定義に則り、被害児童が苦痛を訴えているものをいじめ（疑い含む）として適切に認知する。その上で必要な事実確認や調査などを行い、調査後は、訴えのあったいじめについて、その行為が実際に事実として行われたのかどうか、どのような内容であったかということ、組織として正確に確認した上で、児童や保護者に伝える。

第2章 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

1 いじめの防止等のために本校が実施する施策

(1) 下忍小学校いじめ防止基本方針の策定

【法】

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

本校は、国や埼玉県、鴻巣市いじめ防止基本方針を参考にして、本校として、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向や取組の内容等を「下忍小学校いじめ防止基本方針」として策定する。下忍小学校いじめ防止基本方針には、本校の実情に応じ、いじめの防止等の対策の基本的な方向を示すとともに、いじめの防止のための取組、早期発見・いじめ事案への対処の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修など、いじめの防止や早期発見、いじめへの対処が、本校において体系的かつ計画的に行われるよう、講ずるべき対策の内容を具体的に定める。

下忍小学校いじめ防止基本方針を定める意義は、次のとおりである。

- ・基本方針に基づく対応が徹底されることにより、教職員がいじめを抱え込まず、かつ、いじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応となる。
- ・いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示すことで、児童及びその保護者に対し、児童が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につながる。
- ・加害者への成長支援の観点を基本方針に位置付けることにより、いじめの加害者への支援につながる。

また、いじめの防止等に係る日常的な取組の検証・見直しを図る仕組みや、本校におけるいじめの防止に資する啓発活動や教育的取組を具体的に定める。更に、取組の実効性を高めるため、下忍小学校いじめ防止基本方針が、本校の実情に即してきちんと機能しているかを点検し、必要に応じて見直す、というPDCAサイクルを盛り込む。

ここでは以下に、本校におけるいじめの防止に資する啓発活動や教育的取組及び日常的な取組の検証・見直し等について示す。

ア 生徒指導

小学校における基本的な生活習慣の育成は、児童の人格形成に大きな影響を与える。その育成に当たっては、生徒指導の計画に基づき、全教職員が一貫した姿勢で、全ての教育活動を通して継続的に行わなければならない。また、人権尊重の精神を基盤に児童の自主性、自発性を大切にするとともに、規律正しい生活態度、善悪を正しく判断して行動する力、好ましい人間関係の育成に努めることが大切である。

そのため、本校では、以下の取組等を通して、児童の基本的な生活習慣の定着を図っていく。

(ア) 各月の生活目標

学校・学年の実態から、基本的な生活習慣等で指導の必要なものを生活目標とする。児童に対して毎月、全校朝会で指導し、生徒指導委員会で各学年の評価をする。

(イ) 下忍小学校「よい子のやくそく」

生活面・授業面に関すること等をまとめたものである。保護者に配付する等、家庭への周知・啓発を図る。

(ウ) あいさつ運動

元気で明るく、さわやかなあいさつを心がけ、よい1日がスタートできるようにする。
委員会等で実施する。

イ 道徳教育

学校教育目標「可能性を自ら拓く児童の育成」(進んで学ぶ子・思いやりのある子・元気でがんばる子)、本校では豊かな人間性と感性の育成に努めている。未発達な考え方や道徳的価値判断力の低さから起こる「いじめ」に対し、道徳の授業が大きな力を発揮する。とりわけ、いじめの問題は、他人を思いやる心や人権意識の欠如から発生するものであり、いじめをしない、許さないという、人間性豊かな心を育てる必要がある。児童は、心根が揺さぶられる教材や資料に出会い、人としての「気高さ」や「心づかい」「やさしさ」等に触れれば、自分自身の生活や行動を省み、いじめの抑止につながると考える。道徳の授業では、学級の児童の実態に合わせて、題材や資料等の内容を十分に検討したうえで取り扱うとともに、以下の取組等を通して、豊かな心の育成を図っていく。

(ア) 道徳の時間の確実な実践

全学級で年間35時間(1学年は34時間)以上の道徳の時間で豊かな心の育成を図る。

ウ 人権教育

いじめは、「相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」ということを児童に理解させる。また、児童が人の痛みを思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の心や人権感覚を育むとともに、以下の取組等を通して人権意識の高揚を図る。

(ア) 人権作文の取組

人権問題を自分自身の問題としてとらえ、差別や偏見を許さず、お互いの人権を尊重できる児童の育成を図るため、児童の日常生活や学習経験に基づいた人権に関する作文を作成させる。(鴻巣市人権文集おひとり「人輝く言葉」に一部作品掲載)

(イ) 学級活動(人権教育の視点に立った授業)の実施

「鴻巣市のすっ子ノート」や「人権感覚育成プログラム」を学級の実態に応じて活用し、人権感覚を養う。

エ 特別活動

授業をはじめ、学校生活のあらゆる場面において、以下の取組等を通して多様な他者と関わる機会を工夫し、それぞれの違いを認め合う仲間づくりに努める。その中で、「こんなに認められた」「人の役に立った」という経験をさせ、児童を成長させる。また、教職員は子どもたちへ温かい声かけを行い、「認められる」自己肯定感につなげる。

(ア) 学級活動の充実

集団への所属感を感じ、自分たちの生活習慣を向上させようとするために、学校生活上の諸問題を中心に話し合い解決していく。

(イ) 縦割り活動

異年齢集団で活動することを通して、学年や学級の異なる友だちと交流する楽しさを味わわせるとともに、協調しながら自己の役割を果たそうとする態度を育てる。

(ウ) たてわりデー(たてわり遊び)

縦割り活動を行い、異年齢集団での絆を深める。

(エ) 児童会活動の充実

学校の全児童をもって組織する児童会活動を通して、望ましい人間関係を形成し、集団の一員として自分たちの学校生活を向上させ、より豊かにしていくために自主的・実践的に活動する。

オ 保護者や地域の方への働きかけ

以下の取組等とともに、PTAの各種会議や保護者会等において、いじめの実態や指導方針等の情報を提供し、意見交換する場を設ける。また、HPや学校・学年だより等による広報活動を行い、いじめのもつ問題性や家庭教育の大切さ等を具体的に理解していただく。

(ア) 授業等

- 授業参観において、保護者の方に道徳や特別活動等の時間を必要に応じて公開する。
- 学級活動や総合的な学習の時間等で、ゲストティーチャーを招き、話を聞く。

(イ) 学校だより等

○いじめへの取組について、必要に応じて学校だより等を通して保護者に協力を呼びかけて、その内容に関しての意見をいただく。

(ウ) 学校応援団への協力依頼

本校では、学校応援団を設置し、学習支援、安全支援、環境支援などの各分野にて、取組を行っている。学校応援団の取組の中で、ボランティアの方がいじめの兆候等を発見した場合には、学校に速やかに連絡するなどの情報提供を依頼するなど、協力体制を整える。

カ 下忍小学校いじめ防止基本方針に係る日常的な取組の検証・見直し

下忍小学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付け、その結果を踏まえ、年度末に下忍小学校いじめ防止基本方針をふり返り、改善していく。

(2) 本校におけるいじめの防止等の対策のための組織

【法】

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

本校は、本校の実情に応じ、いじめ防止等の対策を実効的に行うため、常設の組織として「下忍小学校いじめ対策委員会」を設置する。

※状況に応じて、「校内連携型危機対応チーム」と連携を図りながら対応する。

この組織は、本校の「生徒指導委員会」を母体とし、校長、教頭、主幹教諭もしくは教務主任、生徒指導主任、教育相談主任、特別支援コーディネーター、学年主任、養護教諭等の中から学校の実情により充て、全職員で、組織的に対応する。

また、必要に応じて心理や福祉の専門家（スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等）、弁護士、医師、警察官経験者、PTA、地域の方、民生委員・児童委員、主任児童委員など外部専門家等の参加を図りながら対応することにより、より実効的ないじめ問題の解決に資するよう工夫する。

下忍小学校いじめ対策委員会は、実際にいじめ若しくはいじめと疑われる事案が発生したときの事実確認や重大事態が起きたときの調査をする組織の母体となるものとし、必要な場合に

は、公平性・中立性を確保するため、鴻巣市教育委員会と連携し、第三者の参加を図る。

ただし、鴻巣市教育委員会が本校における調査が困難と判断した場合には、鴻巣市教育委員会の鴻巣市いじめ問題調査委員会による調査を行うものとし、その調査に協力する。

さらに、下忍小学校いじめ対策委員会では、本校のいじめ防止基本方針の策定及び教職員間の共通認識の促進、保護者・地域への周知、必要に応じた評価と見直しを行う。

下忍小学校いじめ対策委員会の具体的な役割は、次のとおりである。

【未然防止】

ア いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくりを行う。

【早期発見・事案対処】

イ いじめの相談・通報の窓口となる。

ウ いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。
なお、集められた情報は、個別の児童ごとに適切に記録する。

エ いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童の人間関係に関する悩みを含む）があったときには、緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童へのアンケート調査や聴き取り調査等により、事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う。

オ いじめの被害児童に対する支援・加害児童に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。

【下忍小学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組】

カ 下忍小学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核となる。

キ 下忍小学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する。

ク 下忍小学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、下忍小学校いじめ防止基本方針の見直しを行う。（P D C A サイクルの実行を含む）

下忍小学校いじめ防止基本方針 年間計画

月	取 組 予 定
4	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年、各教科等、各委員会、各分掌等における、学校いじめ防止基本方針に係る取組の検討・確認 ・生徒指導・教育相談の基本方針の共通理解 ・下忍小学校いじめ対策委員会の設置 ・下忍小学校いじめ防止基本方針周知（教職員・児童・保護者・地域 等）
5	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導委員会 ・第1回思いやり児童アンケート ・縦割り活動 ・下忍小学校いじめ対策委員会会議 ・人権作文の取組
6	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導委員会 ・縦割り活動 ・下忍小学校いじめ対策委員会会議 ・特設教育相談週間
7	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導委員会 ・第2回思いやり児童アンケート ・縦割り活動 ・下忍小学校いじめ対策委員会会議 ・第1回思いやり保護者アンケート
8	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導委員会
9	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導委員会 ・第3回思いやり児童アンケート ・縦割り活動 ・下忍小学校いじめ対策委員会会議
10	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導委員会 ・縦割り活動 ・下忍小学校いじめ対策委員会会議 ・特設教育相談週間

1 1	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導委員会 ・第4回思いやり児童アンケート ・埼玉県における「いじめ撲滅強調月間」に係る児童会の取組 ・「下忍小学校いじめ防止基本方針」年間評価・改善評価 	<ul style="list-style-type: none"> ・下忍小学校いじめ対策委員会会議 ・縦割り活動
1 2	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導委員会 ・第2回思いやり保護者アンケート 	<ul style="list-style-type: none"> ・下忍小学校いじめ対策委員会会議 ・縦割り活動
1	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導委員会 ・第5回思いやり児童アンケート 	<ul style="list-style-type: none"> ・下忍小学校いじめ対策委員会会議 ・縦割り活動
2	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導委員会 ・「下忍小学校いじめ防止基本方針」の検証・見直し ・縦割り活動 	<ul style="list-style-type: none"> ・下忍小学校いじめ対策委員会会議
3	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導委員会 ・「下忍小学校いじめ防止基本方針」年間評価及び公表 ・第6回思いやり児童アンケート ・縦割り活動 	<ul style="list-style-type: none"> ・下忍小学校いじめ対策委員会会議 ・第3回思いやり保護者アンケート

(3) 本校におけるいじめの防止等に関する措置

本校は、鴻巣市教育委員会と連携して、いじめの防止や早期発見、いじめが発生した際の対処等に当たる。

ア いじめの防止

いじめはどの児童にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止の取組として、児童が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動に取り組む。

指導に当たっては、発達段階に応じて、児童がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、正面から向き合うことができるよう、実践的な取組を行う。また、その際、

- ・いじめは重大な人権侵害に当たり、被害者、加害者及び周囲の児童に大きな傷を残すものであり、決して許されないこと
- ・いじめが刑事罰の対象となりうること、不法行為に該当し損害賠償責任が発生しうること

等についても、実例を示しながら、人権を守ることの重要性やいじめの法律上の扱いを学ぶといった取組等を行う。

発達障がいを含む、障がいのある児童が関わるいじめについては、教職員が個々の児童の障がいの特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該児童のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行う。

海外から帰国した児童や外国人の児童、国際結婚の保護者をもつ等の外国にルーツがある児童は、言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し、それらの立場の違いからいじめが行われないよう、教職員、児童、保護者等の外国人児童等に対する理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。

性的マイノリティに係る児童へのいじめを防止するため、性同一性障がいや性的指向・性自認等について、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する。

震災等の災害に起因し、被災した児童又は、避難している児童については、被災児童が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分理解し、当該児童に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、被災児童に対するいじめの未然防止・

早期発見に取り組む。

その他、学校として特に配慮が必要な児童については、日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

児童に対するアンケートや聴き取り調査によって初めていじめの事実が把握される例も多く、いじめの被害者を助けるためには児童の協力が必要となる場合がある。このため、学校は児童に対して、傍観者とならず、下忍小学校いじめ対策委員会への報告をはじめとするいじめをやめさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努める。

また、いじめの未然防止の基本として、児童が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。

加えて、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスに捕らわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。

さらに、教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

(ア) 教師の言動・姿勢

「いじめの予防」として最も大事なことは「何も起こっていないときの指導の大切さ」である。いじめを未然に防ぐことやいじめが起きたとしても適切に解決が図られるようにするために、教師一人一人が普段の指導について謙虚に振り返る。

また、いじめられている児童の立場で指導・支援を行うためには、

- ①児童の悩みを親身になって受け止め、児童の出すサインを、あらゆる機会を捉えて見逃さない。
- ②自分たちの学級や学校にも深刻ないじめの問題が発生するという危機意識をもって当たる。
- ③いじめられている児童を守り通すことを最優先に指導・支援する。
- ④教師は、日常の教育活動を通して常に児童との信頼関係の醸成に努めることを念頭に置いて対応に当たる。

いじめに関する事例の分析によると、教師が直接・間接にいじめを生み出している場合がある。教師がいじめの発生に関わっている場合として、

- ・教師の不用意な一言が「いじめ」の発生を許容している場合
- ・教師の言動が結果的に「いじめ」の発生を許容している場合
- ・教師の指導が徹底されず、「いじめ」の土壌を温存させている場合

などがあることに十分留意する。

(イ) 学級づくり

児童は学校生活の大半を学級で過ごすため、いじめの発生を防止するには、学級づくりがとても重要であることから、次のポイントを押さえた学級づくりに学校を挙げて取り組む。

- ①児童が安心して学校生活を送ることができるよう配慮する。

- ・児童の気持ちを共感的に受け止める。(「先生は自分の気持ちを分かってくれている。」)
- ・居場所をつくる。
- ・見守る。(「いつもどこかで先生は見守っている。」)
- ・基準を示す。(「……してはならない。」だけではなく、「こんなときにはこうするといよ。」)

- ②意欲や元気の源になるエネルギーをたくさん与える。
 - ・分かる楽しさを与える。(「分かった。」と思えたとき、「もっと分かりたい。」というエネルギーがわいてくる。)
 - ・自分のよさや自分との違いのよさを認める。(「これまで気が付かなかった自分や級友のよさを先生が教えてくれた。」)
- ③児童が自分の周りに起こる様々な問題を解決しながら、他者と調和的に生きていくための社会的能力を育てる。
- ④児童会活動など児童が自主的に取り組むいじめの問題への取組を支援する。

また、教師は、性的マイノリティや外国にルーツをもつ児童など、学級全体が多様性を認める雰囲気醸成するように指導を行う。

(ウ) 学習指導

学業不振やその心配のある児童は、学校生活に主体的に取り組む意欲を失いがちになり、そのことがいじめ等の問題行動を生む要因の一つとなっている。逆に、児童が学習活動の中で学ぶ喜びを味わうことができれば、それが学ぶ意欲につながり、学習活動の中で進んで課題を見つけたり、主体的に考えたり、判断したり、表現したりして解決することを通して、豊かな心やたくましく生きる力を身に付けることができる。

つまり、「児童が学ぶ喜びを実感できる授業づくり」を実現することが、いじめを予防する手立ての一つとなることを学校全体で認識し、授業改善に当たる。授業改善に当たっては、ユニバーサルデザインや特別支援教育の視点も積極的に加味していく。

(エ) 保護者同士のネットワークづくり

いじめの解決には、保護者の働きかけが大切であり、特に、保護者同士が知り合いだといじめにブレーキがかかることが多く、保護者同士の親密な関係が重要である。

そこで、学級担任等がコーディネーター役となり、学級規模で保護者同士のネットワークづくりを進め、いじめを始めとする問題行動等の情報交換や対策について話し合うことなどを工夫する。

また、PTA活動等を通して、いじめの防止等のための保護者の役割についての啓発を図る。

イ いじめの早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から的確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する必要がある。

このため、日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。併せて、定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

特に、次の点に留意して、いじめの早期発見に努める。

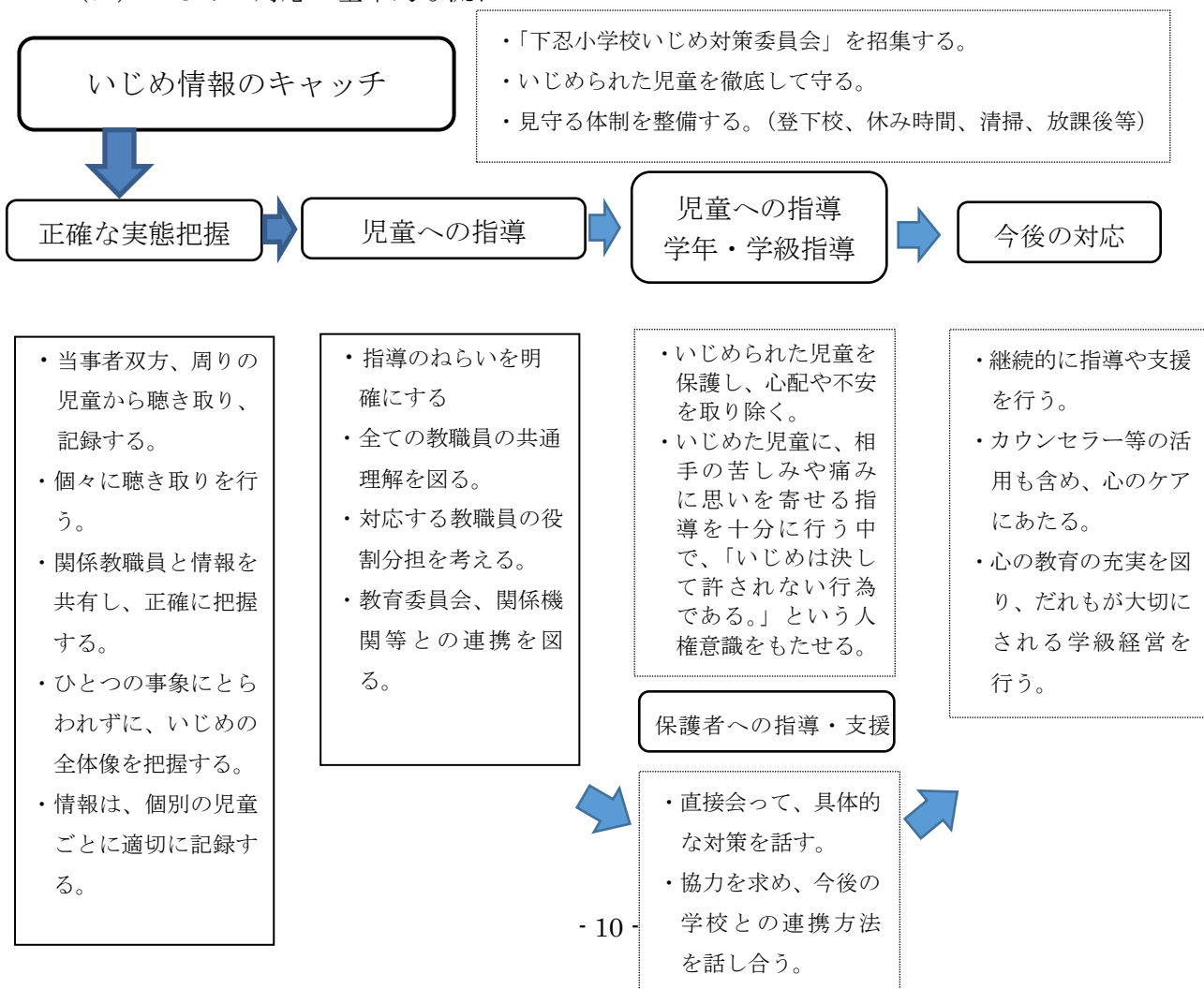
- (ア) 埼玉県教育委員会作成『彩の国生徒指導 I's2019』にある「いじめ発見チェックシート」等を活用し、該当する項目があれば児童に声をかけ、該当する項目が複数あるときには、生徒指導主任や学年主任等に相談する。

- (イ) 児童及び保護者を対象に、いじめに関するアンケートを実施する。
 - ・「学校生活・思いやりアンケート（児童対象）」を奇数月に実施する。
 - ・「思いやりアンケート（保護者対象）」を学期に1回実施する。
- (ウ) 『彩の国生徒指導ハンドブック New I's』にある「いじめの見極めと状況別対応」を参考に、いじめの早期発見に向けた校内体制を確立する。
- (エ) 『彩の国生徒指導ハンドブック I's2019』の「第1章いじめ防止について」や『彩の国生徒指導ハンドブック New I's』にある「いじめの取組のチェックポイント」、『生徒指導提要（令和4年12月改訂版）』の「第4章いじめ」等を活用し、指導体制、教育指導の在り方、早期発見・早期対応に向けた体制、家庭・地域との連携の在り方について学校を挙げて改善に努める。
- (オ) 学校応援団（地域学校協働本部）等の通常の活動の中で、ボランティアの方がいじめの兆候を発見した場合に学校に速やかに連絡するなどの情報提供が行われるよう依頼し、協力体制等を整える。

ウ いじめに対する措置

教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、下忍小学校いじめ対策委員会に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげる。ささいな兆候や懸念、児童からの訴えを抱え込まずに、又は対応不要であると個人で判断せずに、直ちに当該組織に報告・相談する。下忍小学校いじめ対策委員会において情報共有を行った後は、事実関係を確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害児童を徹底して守り通すとともに、加害児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。

(ア) いじめの対応の基本的な流れ



これらの対応について、全教職員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で、次の点に留意して取り組む。

(イ) いじめている児童への指導（『彩の国生徒指導ハンドブック』参照）

いじめの内容や関係する児童について十分把握し、人権の保護に配慮しながら、いじめが人間の生き方として許されないことを理解させ、直ちにいじめをやめさせる。いじめの内容によっては、警察等との連携を図る。

(ウ) いじめられている児童への支援（『彩の国生徒指導ハンドブック』参照）

「いじめられる側にも問題がある」という考え方で接することのないように留意する。また、本人のプライドを傷つけず、共感的態度で話を親身に聴くとともに、日頃から温かい言葉がけをし、本人との信頼関係を築いておく。

(エ) 周りではやし立てる児童への対応

はやし立てることなどは、いじめ行為と同じであることを理解させる。また、被害者の気持ちになって考えさせ、いじめの加害者と同様の立場にあることに気付かせる。

(オ) 見て見ぬふりをする児童への対応

いじめは、他人事でないことを理解させ、いじめを知らせる勇気をもたせる。また、傍観は、いじめ行為への加担と同じであることを気付かせる。

(カ) 学級全体への対応

次の点に留意し、いじめの早期発見、早期対応に努める。

- ・話し合いなどを通して、いじめを考える。
- ・見て見ぬふりをしないよう指導する。
- ・自らの意志によって、行動がとれるように指導する。
- ・いじめは許さないという断固たる教師の姿勢を示す。
- ・道徳教育や人権教育の充実を図る。
- ・特別活動を通して、好ましい人間関係を築く。
- ・行事等を通して、学級の連帯感を育てる。

(キ) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも、次の二つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等から、さらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、被害・加害児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。下忍小学校いじめ対策委員会においては、いじめが解消に至るまで被害児童の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プラン等をもとに、確実に実行する。

いじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」

状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にありうることを踏まえ、当該いじめの被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察していく。

2 重大事態への対処

(1) 重大事態への対処の流れ

- ア 「重大事態」の意味を全関係者が理解しておく。
- イ いじめにより重大な被害が生じた又は重大事態に至ったという申出が児童や保護者からあったときは、本校がいじめによる重大事態ではないと考えたとしても、重大事態が発生したものととして、報告・調査等に当たる。
- ウ 重大事態が発生した場合、本校は鴻巣市教育委員会へ、事態発生について報告する。
- エ 本校は、下忍小学校いじめ対策委員会により、当該重大事態に関する調査を行う。(個々の重大事態により、専門的知識及び経験を有する当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図る。)
- オ 上記エの調査は、客観的な事実関係を速やかに、正確に把握するための調査である。また、いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にするものであり、因果関係の特定を急がない。また、法第23条第2項に基づき、本校として既に調査している事案であっても、重大事態となった時点で、本校は調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施する。(ただし、法第23条第2項に基づく調査により事実関係の全貌が十分明確にされたと判断できる場合は、この限りでない。)
- カ 上記エの調査に先立ち、アンケートにより得られた調査結果は、いじめられた児童や保護者に提供する場合があることを、調査対象となる児童や保護者にあらかじめ説明しておく。
- キ 上記エの調査を行った下忍小学校いじめ対策委員会は、明らかになった事実関係をいじめられた児童及びその保護者に適切に提供する。(適時、適切な方法で経過報告、結果報告をする。)
- ク 上記エの調査結果は、鴻巣市教育委員会へ報告する。その際、いじめられた児童又はその保護者が希望する場合には、いじめられた児童又はその保護者の調査結果に対する所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

(2) 鴻巣市教育委員会又は本校による調査

【法】

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態(以下「重大事態」という。)に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。一いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

ア 重大事態の発生と調査

(ア) 重大事態の意味について

「いじめにより」とは、各号に規定する児童の状況に至る要因が当該児童に対して行われるいじめにあることを意味する。

また、第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童の状況に着目して判断する。例えば、

- ・児童が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安に関わらず、鴻巣市教育委員会又は本校の判断により、迅速に調査に着手する。

また、いじめにより重大な被害が生じたという申立てが児童や保護者からあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とは言えない」と考えたとしても、重大事態が発生したもものとして報告・調査等に当たる。

(イ) 重大事態の報告

重大事態が発生した場合、本校は鴻巣市教育委員会へ、事態発生について報告する。

(ウ) 調査の趣旨及び調査主体について

法第28条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生防止に資するために行うものである。

本校は、重大事態が発生した場合には、直ちに鴻巣市教育委員会に報告し、本校が主体となって調査を行う。ただし、従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童又は保護者の訴えなどを踏まえ、本校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生防止に必ずしも十分な結果を得られないと鴻巣市教育委員会が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、鴻巣市教育委員会の鴻巣市いじめ問題調査委員会において調査を実施する。

本校が調査主体となる場合は、法第28条第3項に基づき、鴻巣市教育委員会との連携を図りながら実施する。

(エ) 調査を行うための組織について

本校は、その事案が重大事態であると判断したときは、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに、下忍小学校いじめ対策委員会を母体とした調査組織を設ける。この組織の構成については当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。また、必要に応じて委員等を、鴻巣市教育委員会に相談する。

(オ) 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景・事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、本校及び教職員がどのように対応したかなど事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。この際、因果関係の特定を急ぐことなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

この調査は、本校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものであり、本校は、鴻巣市教育委員会の鴻巣市いじめ問題調査委員会に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

①いじめられた児童からの聴き取りが可能な場合

いじめられた児童から可能な限り聴き取った上で、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う際、いじめられた児童や情報を提供してくれた児童を守ることを最優先とした調査実施が必要である。(例えば、質問票の使用に当たり個別の事案が広く明らかになり、被害を受けた児童の学校復帰が阻害されることのないよう配慮するなど)

調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童への指導を行い、いじめ行為を止める。

いじめられた児童に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた児童の状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。

これらの調査を行うに当たっては、国の基本方針の別添「学校における『いじめの防止』『早期発見』『いじめに対する措置』のポイント」を参考にしつつ、事案の重大性を踏まえて、関係機関ともより適切に連携するなどして、対応に当たる。

②いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合

児童の入院や死亡など、いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。調査方法としては、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等が考えられる。

(カ) 自殺の背景調査における留意事項

児童の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施することが必要である。この調査においては、死亡した児童の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行うことが必要である。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、法第28条第1項に定める調査に相当することとなり、その在り方については、次の事項に留意し、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針(改定版)」(平成26年7月文部科学省・児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議)等を参考にするものとする。

- ①背景調査に当たり、遺族が、当該児童を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情をもつことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。
- ②在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- ③死亡した児童が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、鴻巣市教育委員会又は本校は、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。
- ④詳しい調査を行うに当たり、鴻巣市教育委員会又は本校は、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針等について、できる限り遺族と合意しておくことが必要である。
- ⑤調査を行う組織については、弁護士、学識経験者及び心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者(第三者)について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。
- ⑥背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行うよう努める。

⑦客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要であることに留意する。

⑧本校が調査を行う場合において、鴻巣市教育委員会から、情報提供について必要な指導及び支援を受ける。

⑨情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮の上、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけることや、断片的な情報で誤解を与えることのないよう留意する。

なお、死亡した児童の尊厳の保持や、子どもの自殺は連鎖（後追い）の可能性が有ることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要であり、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にし、また、『彩の国生徒指導ハンドブック New I's』の「Ⅱ 自殺予防対策編『資料』」や『彩の国生徒指導ハンドブック I's2019』の「第2章自殺防止について」、『生徒指導提要（令和4年12月改訂版）』の「第8章自殺」も参考にし、

（キ） その他留意事項

重大事態が発生した場合に、関係のあった児童が深く傷つき、学校全体の児童や保護者、地域にも不安や動揺が広がるおそれがあり、時に事実に基づかない風評等が流れる場合もある。鴻巣市教育委員会及び本校は、児童や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援を第一に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

イ 調査結果の提供及び報告

【法】

第28条第2項 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

（ア） いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供する責任

鴻巣市教育委員会又は本校は、いじめを受けた児童やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いつ・いつ頃から、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景・事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなど）について、いじめを受けた児童やその保護者に対して説明する。また、適時、適切な方法で、経過報告も行う。

これらの情報の提供に当たっては、鴻巣市教育委員会又は本校は、他の児童のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。ただし、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠るようなことはしない。

質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめられた児童又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する。

また、本校が調査を行う際、鴻巣市教育委員会から情報提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を受ける。

（イ） 調査結果の報告

調査結果について、鴻巣市長に報告する。

上記（ア）の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場

合には、いじめを受けた児童又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて、鴻巣市長に送付する。

第3章 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

本校は、毎年度、下忍小学校いじめ対策委員会にて、下忍小学校いじめ防止基本方針にある各施策の効果を検証し、下忍小学校いじめ防止基本方針の見直しを検討する。検討の結果、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。